

令和2年5月26日

保護者各位

会津農林高等学校
校長 安田 修久

学校の再開について

5月14日に、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた緊急事態宣言が本県を含む39県で解除され、福島県教育委員会より、5月25日から、段階的に分散登校により学校を再開するよう通知があり、本校では下記のように対応いたします。

なお、新型コロナウイルスにつきましては、今後も予断を許さない状況であり、持続的な対策が必要になると見込まれますので、引き続き感染防止対策に万全を期するようお願いいたします。

記

1 授業再開

(1) 分散登校期間

5月27日(水)・28日(木)・29日(金)は、分散登校による授業を実施します。基本的に、午前はJR利用通学の生徒、入れ替えに、午後は、それ以外の生徒の授業をそれぞれ3校時実施します。

共用部分等の消毒作業のため、午前は12時20分に完全下校、午後は12時30分以降に登校することとします。

クラスによって人数の偏りが多い場合や、ご家庭の事情がある場合は、午後の生徒を午前に割り振って調整します。

【分散登校時間割】

○午前（主にJR利用通学の生徒）

SHR 8:40～8:50

1校時 8:55～9:45

2校時 9:55～10:45

3校時 10:55～11:45

SHR 11:45～11:50

昼食 11:50～12:20

※完全下校

○午後（徒歩・自転車・送迎等の生徒）

※12:30以降に登校

SHR 12:45～12:55

1校時 13:00～13:50

2校時 14:00～14:50

3校時 15:00～15:50

SHR 15:50～15:55

(2) 全面再開

6月1日(月)から全面的に授業を再開します。

2 ご家庭へのお願い

(1) 登校前に毎朝の検温を行わせてください。発熱等の風邪症状が見られる生徒は、登校を控え、自宅で休養させてください。

生徒自身や同居する家族が新型コロナウイルスに感染した場合、及び、生徒自身や同居する家族が新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合、また、生徒自身に発熱等の風邪症状が見られた場合は「出席停止」扱いとします。

これらの場合、保護者様から担任に速やかに連絡をお願いします。後日、「新型コロナウイルス感染症対策による欠席連絡書」が担任より配付されますので、保護者様にご記入いただき、署名捺印のうえ、担任まで提出ください。

(2) 咳エチケットを励行させ、登下校時（特に公共交通機関利用の場合）及び学校生活においてはマスクを着用させてください。

(3) 日常生活においても、手洗い、マスク着用、消毒を励行するとともに、栄養・運動睡眠に特に配慮し、抵抗力を高め、感染を予防するようご指導ください。

(4) 学校以外で、「クラスター」発生条件である、①密閉空間で換気が悪い、②手の届く距離に多くの人がいる、③近距離での会話や発声、という3つの条件がそろう場所「3密」を避けるようご指導ください。

(5) これからの高温期においては、水分補給等、熱中症予防についても併せてご指導ください。

3 学校における対応

- (1) 毎朝、生徒の検温確認と健康観察を行い、手洗いや消毒、マスク着用と咳エチケット、身体的距離の確保及び熱中症予防等について指導を行います。
- (2) 教室の換気、毎日の消毒（手すり、ドアノブ、スイッチ等の共用部分、教室の机・椅子）、身体的距離確保のための工夫（机の配置、使用教室の変更等）を行います。
- (3) 用具や物品の共用を避けるようにし、避けることが難しい場合は、用具や物品の消毒を実施したり、手洗い、手指のアルコール消毒について指導したりして対策します。
- (4) 集会形式の学校行事について、感染症防止対策を行います。（放送による実施、印刷物による代替、延期、中止、マスク着用等）

4 部活動について

県教育委員会より、学校再開から2週間は部活動を中止するよう指示がありましたので、部活動は6月8日（月）から再開します。再開にあたっては以下の事項について、留意・配慮いたします

(1) 実施上の留意点

- ① 部活動への参加については保護者様や本人の意向を十分に尊重します。ご不安な点は各顧問までご相談ください。発熱等の風邪症状が見られる生徒は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養させてください。
- ② 1日の活動時間は、平日・週休日ともに2時間以内とし、休養日を平日・週休日それぞれ1日以上を必ず確保します。
- ③ 原則、自校のみの練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合等は当分の間行いません。ただし、今後、一か月以内に公式戦が予定されることがある場合は、会津域内に限り対外的な活動を認めます。（保護者様の承諾が得られる場合）
- ④ 原則、通常の活動に参加していない外部関係者は部活動に参加させません。

(2) 具体的な配慮

① 感染防止対策の徹底

- ア 活動場所、活動内容、活動人数に応じ、感染症対策を講じます。また、感染症拡大防止について指導します。（生徒間の距離・接触、マスク、うがい、手洗い、消毒等）
 - イ 屋内競技については、特に換気や生徒間の距離・接触到配慮し、十分に対策できない場合は屋内練習は行いません。
 - ウ 部室は、クラスターの発生条件になりやすいことから、使用制限を行うなど十分な配慮をします。
 - エ 飲み物等は各自準備させてください。ボトル・カップ等、タオル等も共用させないようにします。
- ② 活動開始時間の30分より前には集合させず、終了後は速やかに帰宅させます。
 - ③ 顧問は生徒の参加状況を把握し、部活動終了後の退校確認を行います。

5 その他

- (1) 生徒のアルバイトについては、感染拡大防止の観点から、引き続き自粛するようご指導をお願いいたします。
- (2) 今回の臨時休業により実施できなかった授業について、10日以上を目安として補充を行うよう県教育委員会から指示がありました。本校では、夏休みや冬休みを短縮して補充を行うよう検討しています。詳細は後日お知らせします。